

C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療又は インターフェロンフリー治療・B型ウイルス性肝炎に対する 核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成制度について

(R6.12 改訂版)

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療やインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。

早期治療をすすめ、将来の肝硬変や肝がんなどを予防することを目的として、平成20年4月からインターフェロン治療に係る医療費の助成を、また平成22年4月からは、B型ウイルス性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成を、また平成26年9月からインターフェロンフリー治療に係る医療費の助成を実施しています。

【助成の対象となる医療の内容】

対象となる医療は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒（根治）を目的として行うインターフェロン治療、C型ウイルス性肝炎の治癒（根治）を目的として行うインターフェロンフリー治療、並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものです。

なお、階層区分に応じて、自己負担が生じます。

| 階層区分 | | 自己負担限度額（月額） |
|------|-----------------------------------|-------------|
| 乙 | 世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の場合 | 10,000円 |
| 甲 | 世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上の場合 | 20,000円 |

【(新規・更新) 申請手続き】

1 必要書類 (1)(2)(6) の用紙は、保健所・支所または岡山県ホームページにあります。

(1) 肝炎治療受給者証交付申請書

本人または家族が記入してください。

(2) 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書

肝炎専門医療機関の医師に記入してもらってください。

診断書は、治療の内容によって様式が異なります。(8種類)

核酸アナログ製剤治療の更新申請の場合のみ、診断書に代えて直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料の提出でも可とします。また、「診断書」又は「直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料」を提出して認定された後の2回の更新申請については、治療内容が分かる資料の提出のみで可とします。

(3) 世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）（市町村で発行してもらってください）

(4) 世帯全員の最新の市町村民税課税証明書（市町村で発行してもらってください）

・市町村民税の所得割課税年額のわかるもの（乳幼児や義務教育期間の年齢にある方を除く）

(5) 医療保険の加入関係の確認ができる書類

以下のうち、いずれかの書類をご提出ください。

・申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認証」

・マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」

※経過措置として、令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大1年間従来どおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証を使用することができます。

(6) 市町村民税額合算対象除外希望者に関する申告書

・世帯の中に、次の要件にすべて該当される方が含まれている場合は、申請にもとづいて、市町村民税額の合算対象から除外することができます。

本人または家族が記入してください。

・以下のア～ウの要件にすべて該当することがわかる書類の写しも必要です。

ア 受給者の配偶者以外である。

→住民票の続柄により確認

イ 地方税法上の扶養関係にない。

→市町村民税課税の際、受給者およびその配偶者が、除外対象者の被扶養者とされておらず、かつ、除外対象者が受給者あるいはその配偶者の被扶養者とされていない。(課税証明書、源泉徴収票等により確認)

ウ 医療保険上の扶養関係にない。

→受給者およびその配偶者が、除外対象者の加入する健康保険の被扶養者ではなく、かつ、除外対象者が受給者あるいはその配偶者の加入する健康保険の被扶養者でない。(除外対象者の(5)に示す書類等により確認)

2 申請窓口

住所地を管轄する保健所・支所へ提出してください。窓口を持参される場合は、「認め印」をお持ちください。

3 受給者証の有効期限について

受給者証の有効期間は原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間

①インターフェロンフリー治療のうち、ソホスビル及びリバビリン併用療法、レジパスビル/ソホスビル配合錠による治療、エルバスビル/グラソプレビル配合錠による治療、ソホスビル/ベルパタスビル配合錠による治療は12週

②インターフェロンフリー治療のうち、グレカプレビル/ピブレンタスビル配合錠による治療は、病態によって8週又は12週

・C型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療の場合は、ウイルスの型や治療内容等により、6か月の延長が可能な場合もあります。以前の治療の経過によっては、2度目の医療費助成制度利用が可能な場合もあります。

・B型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療の場合は、肝炎専門医療機関の医師が、継続治療が必要と判断される場合は更新申請が可能です。

・C型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療の場合は、肝疾患診療連携拠点病院である岡山大学病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が再治療を行うことが適切であると認めた場合に限り、再治療申請が可能です。

【受給者証が交付された後の手続き】

1 受給者証が届くまでの間に、自己負担限度額を超えて支払われた場合は？

受給者証と一緒に送付される「肝炎治療費等支給申請書」に医療機関や保険薬局の証明をもらって、保健所・支所へ提出してください。受給者証有効期間内の該当医療費について、お支払いします。高額医療費に該当する場合は、そちらの手続きが先に必要となります。

2 受給者証に記載されていない医療機関を受診するには？

受診の前に、「医療機関追加届」を各保健所・支所へ提出してください。

○保健所窓口一覧

| 患者さんの住所 | 保健所・支所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------|---------|----------|----------------|--------------|
| 岡山市 | 岡山市保健所 | 700-8546 | 岡山市北区鹿田町1-1-1 | 086-803-1262 |
| 倉敷市 | 倉敷市保健所 | 710-0834 | 倉敷市笹沖170 | 086-434-9810 |
| | 児島保健推進室 | 711-8565 | 倉敷市児島小川町3681-3 | 086-473-4371 |
| | 玉島保健推進室 | 713-8565 | 倉敷市玉島阿賀崎1-1-1 | 086-522-8113 |
| | 水島保健推進室 | 712-8565 | 倉敷市水島北幸町1-1 | 086-446-1115 |
| | 真備保健推進室 | 710-1398 | 倉敷市真備町箭田1141-1 | 0866-98-5111 |
| 玉野市、瀬戸内市、吉備中央町 | 備前保健所 | 703-8278 | 岡山市中区古京町1-1-17 | 086-272-3934 |
| 備前市、赤磐市、和気町 | 東備支所 | 709-0492 | 和気町和気487-2 | 0869-92-5180 |
| 総社市、早島町 | 備中保健所 | 710-8530 | 倉敷市羽島1083 | 086-434-7024 |
| 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町 | 井笠支所 | 714-8502 | 笠岡市六番町2-5 | 0865-69-1675 |
| 高梁市 | 備北保健所 | 716-8585 | 高梁市落合町近似286-1 | 0866-21-2836 |
| 新見市 | 新見支所 | 718-8550 | 新見市高尾2400 | 0867-72-5691 |
| 真庭市、新庄村 | 真庭保健所 | 717-8501 | 真庭市勝山591 | 0867-44-2990 |

| | | | | |
|-------------------|-------|----------|------------|--------------|
| 津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、 | 美作保健所 | 708-0051 | 津山市椿高下114 | 0868-23-0163 |
| 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村 | 勝英支所 | 707-8585 | 美作市入田291-2 | 0868-73-4054 |

○県庁窓口

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部疾病感染症対策課感染症対策班

TEL：086-226-7331 FAX：086-226-7958

<ホームページ> 岡山県ホームページから疾病感染症対策課をご覧ください。

○岡山県肝炎相談センター（岡山大学病院内）

専門の看護師や医師が相談をお受けしています。

TEL：086-235-6851 受付時間：月～金曜日の9：00～17：00

（祝日及び年末年始を除く）